

○広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例

平成18年12月18日条例第23号

**改正**

平成20年12月19日条例第26号

平成24年9月18日条例第30号

広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）の医療費の一部を保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、乳幼児等の保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「乳幼児等」とは、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護する者をいう。ただし、乳幼児等を父及び母が監護するときは、父又は母のうち主として当該乳幼児等の生活を維持する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、療養の給付等を受ける者の保護者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

**第3条** この条例において医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号

のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

- (1) 広野町に住所を有する保護者
  - (2) 広野町に住所を有する乳幼児等の保護者
- (助成)

**第4条** 町長は、対象者が、当該乳幼児等に係る疾病又は負傷について、療養の給付等を受けた場合に支払った一部負担金（一部負担金に医療保険各法の規定による高額医療費が含まれているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額）を限度として助成するものとする。ただし、付加給付（保険者から家族療養費に併せて給付されるものをいう。）があった場合は、当該附加給付の額を控除した額とする。

- (1) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされない場合は、一部負担金から高額療養費の額を控除した額
- (2) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされた場合は、次の算式により算出した額（当該高額療養費の対象となった期間において入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の支払があったときは、当該算出した額に当該標準負担額を加えた額）

2 対象者のうち広野町国民健康保険条例（昭和40年広野町条例第20号）第5条の適用があった者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

**第5条** 乳幼児等医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に受給資格の登録の申請をしなければならない。

(登録及び受給者証の交付)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請により受給資格の登録を決定したときは、対象者に受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

**第7条** 対象者は、当該乳幼児等が医療を受ける場合は、医療機関等（医療保険各法の規定による保険医療機関又は保険薬局等をいう。以下同じ。）に対し受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

**第8条** 対象者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、町長に乳幼児等医療費の申請をしなければならない。ただし、第9条第2項の規定に基づき一部負担金の支払いが医療機関等

に対して行われる場合は、当該医療機関等からの一部負担金の請求をもって当該申請があったものとみなす。

(助成額の決定等)

**第9条** 町長は、前条の規定により乳幼児等医療費の申請があったときは、必要な審査を行った上、助成額を決定し、速やかに対象者に対して助成金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、対象者に対する乳幼児等医療費の助成に替えて、対象者が当該乳幼児等に係る療養の給付等に関し医療機関等に支払うべき一部負担金を、医療機関等からの請求に基づき、対象者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があった場合において、医療機関等に対して支払った額が、前条本文の規定による申請があったとしたならば当該対象者に対し第1項の規定により支給されるべきこととなる助成金の額を超えるときは、対象者は、その超える額を医療保険各法の規定により高額療養費が支給され、又は附加給付があったときに町長に対して支払わなければならない。

(届出義務)

**第10条** 対象者は、受給資格の登録内容について変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

**第11条** 対象者は、受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第12条** 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

**第13条** 町長は、偽りその他不正な行為により第9条第1項に規定する助成金の支給又は同条第2項に規定する一部負担金の支払（以下「助成等」という。）を受けた者がいるときは、その者から当該助成等をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、当該乳幼児等が第三者の行為により発病し、又は傷害を受けた場合において当該第三者から当該病気又は傷害につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月19日条例第26号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に乳幼児等が受けた療養の給付等に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年9月18日条例第30号）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に乳幼児等が受けた療養の給付等に対する医療費の助成については、なお従前の例による。